

(平成23年3月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、申立期間当時、生活が苦しかったので、毎年きちんと免除申請の手続を行っており、昭和 54 年に夫が初めて免除申請を行って以降は、私が夫婦二人の免除申請の手続を一緒に行っていたのに、申立期間の 1 年間だけ免除となっておらず未納期間とされている。申立期間についても確実に免除申請の手続を行っているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録により、昭和 49 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日に国民年金の被保険者資格を取得して以降、申立期間を除き、63 年 3 月まで、毎年度、保険料の免除申請を行っていることが確認できることから、申立人は、免除制度を理解し、免除申請手続も熟知していたものと認められる。

また、申立人は、昭和 54 年に夫の免除申請手続を行って以降は、夫と自身の免除申請手続を一緒に市役所窓口で行っていたとしているところ、オンライン記録により、申立人及びその夫の昭和 59 年度、61 年度及び 62 年度の申請日は同一日であることが確認でき、申立人の主張と符合する。

さらに、申立人の夫については、オンライン記録により、申立期間である昭和 60 年度は申立人と同様に未納となっているところ、A 市の国民年金被保険者名簿では、申請免除と記録されており、行政の記録管理が適正に行われていなかったことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月15日

A社は、申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、失念して賞与支払届の提出を怠り、賞与支給後2年を経過したため、申立期間が年金額の計算の基礎とならない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された「平成16年冬季賞与支給台帳」により、申立人は、38万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月15日

A社は、申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、失念して賞与支払届の提出を怠り、賞与支給後2年を経過したため、申立期間が年金額の計算の基礎とならない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された「平成16年冬季賞与支給台帳」により、申立人は、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月15日

A社は、申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、失念して賞与支払届の提出を怠り、賞与支給後2年を経過したため、申立期間が年金額の計算の基礎とならない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された「平成16年冬季賞与支給台帳」により、申立人は、44万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 12 月 10 日から 19 年 3 月 9 日まで
② 昭和 19 年 3 月 22 日から 20 年 7 月 1 日まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、それぞれ勤務した。昭和 20 年 6 月中旬に、国から入隊の通知があり、同年 7 月 1 日に入隊し、同年 9 月中旬に除隊になり、同年 9 月 15 日頃にC県の自宅に戻った。脱退手当金が支給された同年 9 月 13 日は、まだ自宅に戻っていない上、私も両親も脱退手当金を受給した記憶が無いので、支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、軍に入隊するために厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者は脱退手当金の短期受給要件に該当するが、申立人と同様に軍に入隊するためB社を退職したとする4人には、脱退手当金の支給記録は無く、このうち2人は、「当時、会社から脱退手当金について説明は無く、請求もしていない。」と回答していることから、事業主による代理請求が行われたとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、脱退手当金を受給したとされる申立期間に係る記号番号と、その後に厚生年金保険の加入記録がある事業所における記号番号は、全て同一の記号番号である上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳に記載されている申立期間に係る被保険者期間及び標準報酬月額に基づいて計算した法定支給額（92 円）は、脱退手当金が支給されたとする額（95 円）と相違していることから、脱退手当金の支給に係る記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

広島厚生年金 事案 1909

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和32年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和31年8月にA事業所に入社して、32年6月30日まで勤務したのに、オンライン記録の資格喪失日が32年6月30日となっている。以前、社会保険事務所に出向いた際、健康保険厚生年金被保険者名簿には、資格喪失日として「32年7月1日」及び「32年6月30日」が二段書きされていたので確認の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立事業所における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和32年6月30日とされている。

しかしながら、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の資格喪失日欄には、「32.6.30」と「32.7.1」の二つの記載が確認できることから、事業主は申立人の資格喪失日を昭和32年7月1日として届けていた可能性がうかがわれる。

また、申立事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得している38人の資格喪失日を確認すると、月末となっている者は申立人を含む3人のみで、月の初日となっている8人を下回っている上、複数の同僚は、「従業員は、途中退職でない限り、普通は月末まで勤務していた。」と供述していることから、申立人が昭和32年6月30日まで勤務していたと考えるのが自然である。これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

事業主は、申立人が昭和 32 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前の社会保険事務所の記録から 6,000 円とすることが妥当である。

広島厚生年金 事案 1910

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和57年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月1日から同年7月1日まで

私は、昭和48年4月にA社に入社して以来、平成22年に退職するまで、正社員として継続して勤務していたにもかかわらず、同社C支店からD支店に転勤したときの1か月が厚生年金保険に未加入になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された職員台帳、雇用保険の加入記録及び国民健康保険組合の被保険者記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和57年7月1日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和57年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が保管している厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和57年6月1日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付し

た場合を含む。) 、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

広島厚生年金 事案 1911

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和47年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和47年7月16日から同年8月1日まで

私は、昭和39年12月にA社に入社し、56年4月に退職するまで正社員として継続して勤務した。

しかし、オンライン記録では、A社本社から同社B営業所に異動した時の1か月の厚生年金保険の記録が欠落しているため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C社（A社の承継会社）の回答及び同僚の供述から、申立人が、申立期間においてA社B営業所に継続して勤務し（昭和47年7月16日にA社本社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和47年8月の社会保険事務所（当時）の記録から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行

ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月、同年 6 月及び平成元年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 5 月及び同年 6 月
② 平成元年 1 月から同年 3 月まで

私は、第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更届を行った後に、社会保険事務所（当時）から納付書のようなものが送付されてきたので、申立期間の保険料を夫の分も含めて A 又は B 金融機関で納付した。納付書は、12 枚つづりで毎月領収印を押してもらう様式であり、当時の 1 か月当たりの国民年金保険料額は、9,300 円ぐらいであったと記憶している。

当時の通帳や領収書は残っていないが、年金記録では 5 か月分の保険料が未納となっていることに納得がいかないので、よく調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の夫の保険料と一緒に毎月納付し、納付書に領収印を押してもらっていたと主張しているところ、オンライン記録により、申立人の第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更手続は、当該種別変更の事務処理日から平成元年 4 月頃に行ったと推認されることから、当該種別変更手続を行った時点では、申立期間は未納期間となり、保険料は遡って納付することとなる上、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、前後の第 3 号被保険者の資格取得に係る事務処理日から元年 9 月から 2 年 1 月頃に払い出されたものと推測され、当該手帳記号番号の払出時点においては、申立期間の申立人の夫の保険料は過年度保険料となることから、保険料を毎月納付していたとする申立人の主張とは相違している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の夫の保険料と一緒に納付したと主張しているが、オンライン記録により、申立期間は申立人の

夫も未納であることが確認でき、複数回にわたって申立人及びその夫の納付記録が共に漏れたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1101

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 11 月から 63 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月から 63 年 8 月まで

昭和 63 年 8 月に A 市の自宅を売却する際、A 市役所に市・県民税、国民健康保険料のほか国民年金保険料 200 万円を支払わないと名義変更ができないと言われ、仕方なく支払ったにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の自宅は、不動産登記簿により、昭和 63 年 8 月 29 日に A 市役所が差押解除を行い、同日に所有権が移転されていることが確認できるものの、同市役所は、「市は市税等の滞納額の全額又は一部納付により、差押解除に同意したものと推測される。申立期間当時、収納課では市税及び国民健康保険料の滞納処分は行っていたが、国民年金保険料の滞納処分については国民年金課及び社会保険事務所（当時）とは連携していなかった。」としていることから、当該差押解除の条件には国民年金保険料の支払いは含まれていなかったものと考えられる。

また、申立人は、自宅の所有権を移転した昭和 63 年 8 月に A 市役所で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、当該時点では、63 年 3 月までの保険料は過年度保険料となるため、同市役所では納付することができない上、申立期間のうち、59 年 11 月から 61 年 6 月までの保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は、国民年金保険料を 200 万円納付したとしているが、申立期間のうち納付が可能な 61 年 7 月から 62 年 8 月までの保険料の総額は 19 万 1,200 円であり、申立人が主張する納付額とは大幅に相違する。

加えて、A 市役所の申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間は

未納の記録となっていることが確認でき、当該記録はオンライン記録とも一致している上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 9 月から 51 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月から 51 年 1 月まで

私は、昭和 44 年 3 月 5 日から厚生年金保険に加入していたが、自営業を営んでいた父と一緒に仕事をするため、勤務していた会社を退職した。20 歳になると同時に母が私の給料から国民年金保険料を差し引いて、父の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたと記憶している。

昭和 49 年 3 月に結婚したが、長男が誕生した翌年の 51 年頃に自分達で納付するようにと母から手帳を渡された。その手帳は現在不明であるが、領収印を押した領収書が貼り付けてあったことを記憶しているので、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の手帳記号番号の任意加入者の資格取得日から昭和 51 年 2 月頃に払い出されたものと推定されるため、申立期間の大半である 48 年 12 月以前は時効のため、制度上、保険料を納付できない期間である。

また、A 市の国民年金被保険者名簿では、申立人の資格取得年月日は「昭和 51 年 2 月 10 日」と記載されており、申立期間は未加入期間であることから、制度上、保険料を納付することはできない上、当該名簿においても、申立期間の納付記録は無いことが確認でき、当該記録は、オンライン記録とも一致している。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親は既に亡くなっており、申立期間当時の詳しい状況が不明である。

加えて、申立人は、当時母親から渡された手帳に領収書が貼付されていたとしているが、A 市において国民年金保険料の納付方法が印紙検認方式から納付書方式となったのは昭和 49 年 7 月からであることから、申立期間のうち

49年6月までの納付方法と相違する上、申立人は、当該領収書により納付済みである期間についての記憶は定かではなく、ほかに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 8 月から 54 年 7 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月から 54 年 7 月まで

私は昭和 51 年に結婚し、専業主婦になったので、将来に備えようと国民年金に加入した。その際、月額数百円程度増額すれば年金の受取額が増える旨説明を受けたので、付加年金にも加入し、付加保険料を納付したのに、申立期間の付加保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が記録されている A 市の「国民年金収滞納リスト」によると、申立人に係る申立期間の調定区分は全て「フ」（定額保険料及び付加保険料の納付を示す。）ではなく、「テ」（定額保険料の納付を示す。）と記載されていることから、申立期間に、付加保険料が納付されていたとは考え難い上、この記録はオンライン記録とも一致している。

また、付加年金加入者の場合、付加年金加入時に国民年金手帳の「国民年金の記録」欄に付加年金加入年月日を記載することとされているが、申立人の所持する国民年金手帳の備考欄にはその記載は確認できない。

さらに、付加保険料は、定額保険料と同一の納付書により一括納付することとなっていることから、付加保険料のみが未納となることは考え難い。

加えて、申立人が、申立期間における付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1104

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から 48 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 48 年 6 月まで

私が申立期間当時居住していた地域では、納税貯蓄組合が税金等と一緒に国民年金保険料を徴収していた。

国民年金の加入時期、手続の場所及び保険料の納付場所等、覚えていないことが多いが、きちんと納付していたはずである。

私の名前は、戸籍上は「A」であるが、申立期間当時は「B」を使っていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿により、夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その払出時期は、前後の任意加入者の資格取得日から、昭和 48 年 7 月又は同年 8 月頃と推定され、当該時点では、申立期間のうち、46 年 3 月以前の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人の所持する年金手帳を見ると、国民年金の「初めて被保険者となった日」欄には、「昭和 48 年 7 月 1 日」と記載されていることが確認できる上、国民年金被保険者台帳の「被保険者資格取得年月日」欄には「48. 7. 1」と記載されており、オンライン記録とも一致することから、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、自身の戸籍上の名前は「A」であるが、申立期間当時は「B」を使っていたとしているところ、その氏名を含め検索したが、申立期間当時、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、申立人は、申立期間当時の保険料を納税貯蓄組合の集金により納付していたとしているが、C 市では、申立期間当時、同市内で組織されてい

た納税貯蓄組合の資料を保存しておらず、また、申立人は、同組合の名称を記憶していない上、申立期間当時、同組合に加入していた者は高齢であり話を聞くことはできないことから、申立期間当時の状況を確認することができず、また、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から4年3月まで

平成3年に20歳の誕生日をきっかけとして、私か両親が国民年金の加入手続を行うとともに、両親がその年から保険料を払ってくれていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年に20歳の誕生日をきっかけとして、自分か両親が国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は4年6月26日に払い出されたものと推認され、国民年金手帳記号番号払出管理簿の調査やオンラインシステムによる氏名検索によっても、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間当時居住していたA市が保管している平成4年度及び5年度の「国民年金被保険者収滞納一覧表」の納付記録は、オンライン記録の内容と合致している上、3年度の当該一覧表に申立人の名前が見当たらないことから、申立人が平成3年の20歳到達直後に国民年金に加入していたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親からは申立人の希望により事情を聞くことができないことから、申立期間における国民年金保険料の納付状況等は不明である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人の両親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も

見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1912

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 7 月から 41 年 12 月まで
② 昭和 43 年 1 月から同年 12 月まで
③ 昭和 48 年 9 月から 51 年 5 月まで

私は、昭和 38 年 7 月から 41 年 12 月まで A 社に、43 年 1 月から同年 12 月まで B 社に、48 年 9 月から 51 年 5 月まで C 社に、それぞれ正社員として勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、勤務した事業所の所在地を「D市E町のフェリー乗り場の近くだった。」と供述していることから、オンライン記録により、D市内に所在する「A社」の名称により厚生年金保険の適用事業所を検索したところ、申立人が記憶する所在地にF社が存在することから、当該事業所が申立事業所と推測される。

しかしながら、F社は、昭和 43 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、F社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の所在は不明である上、申立人が記憶している同僚は姓のみのため特定できないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び保険料控除の状況等を確認することができない。

2 申立期間②について、申立人は、B社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかしながら、申立人が記憶する同僚の姓は、申立事業所の被保険者原票には見当たらない上、申立期間②当時、申立事業所に勤務していた従業員に照会したところ、回答のあった 6 人全員が、「申立人が申立事業所で勤務していた記憶は無い。」とし、申立事業所は、「当時の資料が残っておらず、申

立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等を確認することができない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間②における健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、G県D市内にあったC社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録において、G県内では「C社」を含む名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、類似する名称の適用事業所が県外で確認できたものの、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間③における健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

また、申立人が記憶する申立事業所の所在地を管轄する法務局では申立事業所に係る商業登記は確認できない上、申立人は、当時の事業主を記憶しておらず、申立人が記憶する同僚も所在が不明なことから、申立人の申立期間③における勤務実態及び保険料控除の状況等を確認することができない。

さらに、D市の記録によれば、申立人は、申立期間③のほとんどを含む昭和48年10月16日から平成11年7月2日まで国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

- 4 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。